

# 第109回 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 平成30年6月28日（木曜日）午前10時

**場所** 大阪府中央区城見一丁目4番1号  
ホテル ニューオータニ大阪  
「鳳凰S」の間（2階）

郵送による議決権行使期限

平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分到着分まで

## 目次

第109回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 株式併合の件	
第3号議案 取締役10名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
事業報告	12
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告書	35

# つばきグループの企業理念

つばきグループは、2017年の創業100周年を機に、私たちの「社会的使命」「目指すべき姿」「行動原則」を明確に表現・体系化した「TSUBAKI SPIRIT」を制定しました。



証券コード 6371

平成30年6月6日

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目3番3号

株式会社 椿本チエイン

取締役社長 大 原 靖

## 第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に賛または否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時）
  2. 場 所 大阪市中央区城見一丁目4番1号  
ホテル ニューオータニ大阪「鳳凰S」の間（2階）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第108期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第108期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件    |
| 第2号議案 | 株式併合の件      |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件  |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tsubakimoto.jp/ir/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tsubakimoto.jp/ir/meeting/>）に掲載させていただきます。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けております。

利益の配分に当たっては、株主重視の経営を目指す観点から、連結業績を反映した配当を基本方針とし、資金の状況、財務の状況等を総合的に勘案しながら連結配当性向30%を基準とした利益配分を目指してまいります。

上記の方針に基づいて、当期の期末配当金につきましては、連結業績を踏まえ、1株当たり13円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当として1株当たり11円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株当たり24円となります。

また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化、将来の事業展開等に充当させていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金13円

総額 2,460,480,542円

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 10,000,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 10,000,000,000円

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成30年3月22日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもって当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。

これに当たり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、併せて株式併合（5株を1株に併合）を実施するものです。

### 2. 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づきすべての端数を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### 3. 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

### 4. 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

59,800,000株（現行 299,000,000株）

なお、株式を併合することにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決された場合には、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに基づき、平成30年10月1日をもって、当社定款の一部が以下のとおり変更されることとなります。

(下線部が変更部分)

現 行 定 款	変 更 後
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億9,900万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5,980万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>

### 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おさ いさむ 長 勇 昭和24年1月20日 再任	昭和46年4月 当社入社 平成12年4月 当社本社部門本部人事部長 平成16年6月 当社執行役員に就任 平成17年6月 当社取締役執行役員に就任 当社経営企画センター長 平成19年6月 当社取締役常務執行役員に就任 平成21年6月 当社取締役社長に就任 平成27年6月 当社取締役会長兼最高経営責任者（CEO）に就任（現任）	43,412株
2	おお はら やすし 大 原 靖 昭和34年7月20日 再任	昭和57年4月 当社入社 平成20年7月 Tsubakimoto Singapore Pte. Ltd. 社長 平成25年4月 当社社長室長兼経営企画センター経営企画室長 平成25年6月 当社執行役員に就任 平成26年6月 当社取締役執行役員に就任 平成27年6月 当社取締役社長兼最高執行責任者（COO）に就任（現任） 当社欧州事業統括 平成29年6月 当社グローバル営業統括（現任）	18,480株

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	すずき ただす 鈴木 恭 昭和30年12月1日 再任	昭和53年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役就任 平成16年6月 当社取締役を退任、当社執行役員に就任 平成18年6月 当社常務執行役員に就任 平成22年6月 当社自動車部品事業部副事業部長 平成23年4月 当社チェーン・精機部門統括チェーン製造事業部長兼京田辺工場長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員に就任 平成27年6月 当社グローバル自動車部品事業本部長兼同事業本部自動車部品事業部長兼同事業部エンジニアリング統括 平成28年6月 当社取締役専務執行役員に就任（現任） 平成30年4月 当社自動車部品事業統括（現任）  (重要な兼職の状況) ・TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD. 取締役 ・椿本汽車発動機（上海）有限公司 董事長	43,097株
4	はる な ひで あき 春 名 秀 昭 昭和28年3月23日 再任	昭和50年4月 当社入社 平成20年4月 当社マテハン事業部副事業部長 平成20年6月 当社執行役員に就任 平成24年6月 当社常務執行役員に就任 平成25年6月 当社取締役常務執行役員に就任 当社マテハン事業部長兼京都工場長兼名古屋支社長 平成28年6月 当社取締役専務執行役員に就任（現任） 当社グローバルマテハン事業本部長兼同事業本部マテハン事業部長兼名古屋支社長 平成29年4月 当社マテハン事業部長兼名古屋支社長 平成29年6月 当社マテハン事業部長兼メイフラン事業統括兼名古屋支社長 平成30年4月 当社マテハン事業統括兼名古屋支社長（現任）	18,908株



候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	やまもと てつ や <b>山本哲也</b> 昭和30年3月29日 再任	昭和59年4月 当社入社 平成18年7月 当社経営企画センター経営企画室長 平成22年6月 当社執行役員に就任 平成23年6月 当社取締役執行役員に就任 当社経営企画センター長兼同センター経営企画室長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員に就任（現任） 平成27年4月 当社経営企画センター長 平成28年6月 当社本社部門統括 平成29年10月 当社本社部門統括兼モーションコントロール事業部長 平成30年4月 当社本社部門統括（現任）  (重要な兼職の状況) ・U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC. 社長	19,073株
6	かわぐち ひろ まさ <b>川口博正</b> 昭和29年12月2日 再任	昭和53年4月 当社入社 平成22年10月 当社チェーン・精機部門統括東部営業部長 平成23年6月 当社執行役員に就任 当社チェーン・精機部門統括チェーン・精機営業統括部長 平成27年6月 当社上席執行役員に就任 当社グローバルパワトラ事業本部東アジア営業統括部長 平成28年6月 当社取締役上席執行役員に就任（現任） 平成29年4月 当社東アジア営業統括部長 平成30年4月 当社精機事業統括（現任）  (重要な兼職の状況) ・(株)椿本マシナリー 取締役	6,146株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	こ せ けん じ 古 世 憲 二 昭和33年5月9日 再任	昭和52年4月 当社入社 平成23年4月 当社チェーン・精機部門統括チェーン製造事業部生産技術部長 平成25年6月 当社執行役員に就任 当社チェーン製造事業部生産技術部長 平成26年4月 当社グローバルチェーン製造事業本部チェーン製造事業部長兼同事業部生産技術部長兼京田辺工場長 平成27年6月 当社上席執行役員に就任 当社グローバルパワートラ事業本部チェーン製造事業部長兼京田辺工場長 平成29年4月 当社チェーン製造事業部長兼京田辺工場長 平成29年6月 当社取締役上席執行役員に就任（現任） 平成30年4月 当社チェーン事業統括（現任）  (重要な兼職の状況) ・ツバキ山久チエイン(株) 取締役 ・Tsubaki Kabelschlepp GmbH Director	6,804株
8	や じま ひで とし 矢 嶋 英 敏 昭和10年1月25日 再任 社外 独立	平成2年6月 (株)島津製作所取締役に就任 平成6年6月 同社常務取締役に就任 平成8年6月 同社専務取締役に就任 平成10年6月 同社代表取締役社長に就任 平成15年6月 同社代表取締役会長に就任 平成16年6月 当社取締役に就任（現任） 平成21年6月 (株)島津製作所代表取締役会長を退任	0株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	阿部修司 昭和19年2月3日 再任 社外 独立	平成9年6月 ヤンマーディーゼル(株) (現 ヤンマー(株)) 取締役に就任 平成11年6月 同社常務取締役に就任 平成13年6月 同社専務取締役に就任 平成17年6月 同社取締役副社長に就任 平成19年6月 ヤンマー農機(株)代表取締役に社長に就任 平成21年2月 同社代表取締役社長を退任 平成22年6月 ヤンマー(株)取締役副社長を退任 平成25年6月 当社取締役に就任 (現任)	0株
10	安藤圭一 昭和26年11月5日 再任 社外 独立	平成21年4月 (株)三井住友銀行取締役兼専務執行役員に就任 平成22年4月 同行代表取締役兼副頭取執行役員に就任 平成24年3月 同行代表取締役兼副頭取執行役員を退任 平成24年4月 新関西国際空港(株)代表取締役に社長に就任 平成24年7月 同社代表取締役社長兼CEOに就任 平成28年6月 同社代表取締役社長兼CEOを退任 平成28年6月 銀泉(株)代表取締役に社長に就任 (現任) 平成29年6月 当社取締役に就任 (現任)  (重要な兼職の状況) ・銀泉(株) 代表取締役社長 ・塩野義製薬(株) 社外取締役	0株

- (注) 1. 当社は、鈴木 恭氏が董事長を兼職する椿本鏈条(天津)有限公司との間に機械設備の売却等の取引を行っております。
2. 当社は、山本哲也氏が董事長を兼職する天津華盛昌齒輪有限公司との間に製品の仕入の取引を行っております。
3. 矢嶋英敏氏、阿部修司氏および安藤圭一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 矢嶋英敏氏および阿部修司氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の「技術志向」「開発志向」「モノづくり志向」の3つのベースに対して、モノづくり企業における経験豊富な経営者としての知識や経験に基づいた、客観的なアドバイスをいただくためです。
5. 安藤圭一氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の経営全般に対して、金融機関における経験豊富な経営者としての知識や経験に基づいた、客観的なアドバイスをいただくためです。
6. 矢嶋英敏氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって14年であり、阿部修司氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年、安藤圭一氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
7. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、矢嶋英敏氏、阿部修司氏および安藤圭一氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。なお、本議案において各氏の選任が承認可決された場合、当社は各氏との間で、上記契約を継続する予定であります。
8. 矢嶋英敏氏が社外取締役として在任していた三菱自動車工業株式会社は、同社製車両の燃費試験における不正行為の事実が平成28年4月に判明しました。また、燃費試験における不正行為があった同社製車両のカタログ等の表示において、不当景品類及び不当表示防止法に違反する行為があったとして、平成29年1月および7月に消費者庁から措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏はその在任中、当該各事実について認識しておりませんでした。また、同氏は平成26年6月に同社の社外取締役を退任しているため、当該各事実判明後に別段の対応を行う立場にはありませんが、同社の社外取締役在任中は同社の取締役会において法令遵守の視点に立ち注意を喚起しており、その職責を果たしております。
9. 当社は、矢嶋英敏氏、阿部修司氏および安藤圭一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。また、本議案において各氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
はやし こうじ 林 晃 史 昭和34年9月18日	<p>平成2年4月 弁護士登録（神戸弁護士会（現 兵庫県弁護士会）北山法律事務所（現 弁護士法人神戸京橋法律事務所）入所</p> <p>平成21年5月 神戸京橋法律事務所（現 弁護士法人神戸京橋法律事務所）副所長に就任</p> <p>平成24年4月 兵庫県弁護士会会長に就任</p> <p>平成25年3月 兵庫県弁護士会会長を退任</p> <p>平成29年1月 弁護士法人神戸京橋法律事務所代表社員所長に就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士 （弁護士法人神戸京橋法律事務所代表社員所長）</li> <li>・ (株)帝国電機製作所 社外取締役（監査等委員）</li> </ul>	0株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 林 晃史氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 林 晃史氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門性、知識を、当社の監査体制に生かしていただくためです。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 林 晃史氏が社外監査役に就任された場合には、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
5. 林 晃史氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。

以 上

# 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）における当社グループの事業環境は、米国は景気の回復が続き、欧州も緩やかに景気が回復しました。中国の景気も回復基調で推移し、環インド洋や東アジア地域でも景気は概ね堅調に推移しました。わが国においても、生産や輸出の伸長、設備投資の増加などにより、景気は緩やかに回復しました。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度における受注高は2,237億47百万円（前期比10.2%増）、売上高は2,157億16百万円（同8.5%増）となりました。

損益につきましては、設備投資の増加に伴う減価償却費や工場立ち上げに係る費用の増加、鋼材価格の上昇などにより営業利益は206億94百万円（同4.4%減）、経常利益は217億43百万円（同1.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は146億66百万円（同0.5%増）となりました。

部門別の状況は、次のとおりであります。

#### (イ)チェーン事業部門

チェーン事業につきましては、日本国内における動力伝動用チェーンや搬送用チェーン、ケーブル・ホース支持案内装置などの販売が好調に推移しました。また、米州や欧州における動力伝動用チェーンやケーブル・ホース支持案内装置などの販売が好調であったことなどから、前期比で増収となりました。

以上により、チェーン事業の受注高は697億28百万円（前期比14.3%増）、売上高は659億65百万円（同11.3%増）、営業利益は85億2百万円（同19.7%増）となりました。

#### (ロ)精機事業部門

精機事業につきましては、日本国内における減速機や直線作動機などの販売が好調であったこと、中国における減速機などの販売が回復基調で推移したことに加え、第1四半期よりタイのクラッチ製造子会社を連結の範囲に含めたことなどから、前期比で増収となりました。

以上により、精機事業の受注高は250億43百万円（前期比16.1%増）、売上高は236億63百万円（同11.2%増）、営業利益は30億60百万円（同37.9%増）となりました。

#### (ハ)自動車部品事業部門

自動車部品事業につきましては、日本国内や米国における自動車エンジン用タイミングドライブシステムの販売は減少しましたが、欧州、タイ、中国、韓国、メキシコの拠点において同商品の販売が好調であったことから、前期比で増収となりました。

以上により、自動車部品事業の受注高は793億77百万円（前期比5.6%増）、売上高は795億45百万円（同5.9%増）となりましたが、設備投資の増加に伴う減価償却費や工場立ち上げに係る費用の増加、鋼材価格の上昇などにより営業利益は102億58百万円（同17.2%減）となりました。

#### (ニ)マテハン事業部門

マテハン事業につきましては、米国や欧州における金属屑搬送・クーラント処理装置の売上が減少しましたが、日本国内において物流業界向けシステムや自動車業界向けシステム、粉粒体搬送装置などの売上が増加したことなどから、前期比で増収となりました。

以上により、マテハン事業の受注高は467億70百万円（前期比9.2%増）、売上高は437億24百万円（同7.4%増）となりましたが、米国や欧州における売上減少に伴う採算性の悪化などにより営業利益は4億16百万円（同41.0%減）となりました。

#### (ホ)その他部門

その他の受注高は28億26百万円（前期比15.1%増）、売上高は28億17百万円（同18.3%増）、損益については41百万円の営業損失（前期は1百万円の営業損失）となりました。

## 部門別 受注高および売上高

部門 \ 項目	受注高	前期比	売上高	前期比
チェーン事業部門	69,728百万円	14.3%	65,965百万円	11.3%
精機事業部門	25,043百万円	16.1%	23,663百万円	11.2%
自動車部品事業部門	79,377百万円	5.6%	79,545百万円	5.9%
マテハン事業部門	46,770百万円	9.2%	43,724百万円	7.4%
その他部門	2,826百万円	15.1%	2,817百万円	18.3%
合計	223,747百万円	10.2%	215,716百万円	8.5%

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 対処すべき課題

### (イ) 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、海外においては、米国においては、米国の景気は堅調に推移し、欧州やアジアにおいても景気は緩やかに回復するものと予想されます。わが国経済も、生産や輸出の伸長、設備投資の増加などにより緩やかな回復が続くと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、2017年4月より4ヵ年の「中期経営計画2020」に掲げた「マーケットインの企業文化への転換」「グループ総合力の発揮」等の基本方針に基づく課題達成にグループ一丸で取り組み、持続的成長力を強化してまいります。

### (ロ) 会社の対処すべき課題

「中期経営計画2020」に基づき、当社グループは、マーケット重視の企業文化への転換を図るため、世界5地域（米州、欧州、環インド洋、中国、東アジア）それぞれの市場（地域・業界）のニーズに合わせた新商品・新サービスの開発や、モノづくりの展開を今後も進めてまいります。

また、グループ全体の成長を最重要課題とし、「事業グループ最適」から「つばきグループの総合力を発揮できる体制」へと変革します。事業グループ間でのシナジーを追求し、グループ総合力を発揮することにより、グループ企業価値の向上を図ってまいります。

このような中、鋳物製品を製造販売する株式会社椿本鋳工において、一部製品の検査で、データ流用およびデータ改ざんが判明したことから、当社は、本年5月15日公表いたしました。当

社グループは、本件発覚後、弁護士・独立役員等が参加する社内調査委員会を設置し、事実関係の調査、原因の究明および是正措置の検証を行い、再発防止策の検討・提言を行いました。主たる原因は同社の検査方法にあり、製品自体はお客様が要求する品質を満たしておりましたが、当社は本件を重く受け止め、同社の再発防止策を検証するとともに、製造等を業とする当社グループ会社について、品質検査工程の社内調査を実施しました。また、本年4月には、グループ全体を管理する本社部門に品質管理部を新設しました。当社グループは、お客様の信頼回復に向け、再発防止策に取り組むとともに、グループ全体の品質管理のより一層の強化に取り組んでまいります。

当社グループは、そのほかの課題として、事業の継続と社会的責任を果たすため、生産性向上活動などによる収益力強化を図るとともに、社員一人ひとりが「やりがい」や「働きがい」を感じられる会社を目指して、働き方改革、人材育成、女性の活躍支援を推し進めてまいります。

また、モノづくりという本業を通じた環境配慮への取り組みを強化してまいります。具体的には、CO<sub>2</sub>総排出量削減に向けて、国内では2030年度に2013年度比で30%削減を目標に掲げました。

当社グループは、「安全・品質を第一に」の行動原則を再確認し、コーポレートガバナンスの強化や企業倫理遵守、リスクマネジメントの強化などにより、経営の透明性をより高めてまいります。当社グループは、「モノづくり企業」として、社会的責任を果たすとともに、株主価値向上を目指してまいりますので、株主の皆様には、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、総額181億16百万円の設備投資を行いました。

内訳といたしましては、生産設備の増強、合理化、更新を中心にチェーン事業部門28億60百万円、精機事業部門10億75百万円、自動車部品事業部門120億22百万円、マテハン事業部門21億31百万円、その他部門26百万円であります。

### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特に記載すべき重要な資金調達はありません。また、当社は、当社グループの資金の一元管理を実施するとともに機動的かつ効率的な資金確保を行うことを目的として金融機関と150億円のコミットメントライン契約を締結しております。



## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成26年度 第105期	平成27年度 第106期	平成28年度 第107期	平成29年度 第108期
受 注 高 (百万円)	196,086	204,776	203,056	223,747
売 上 高 (百万円)	196,738	203,976	198,762	215,716
経 常 利 益 (百万円)	22,263	22,109	22,004	21,743
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	14,153	12,766	14,596	14,666
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	75.65	68.24	78.03	77.49
総 資 産 (百万円)	258,742	254,106	267,215	285,952
純 資 産 (百万円)	144,291	145,815	156,218	169,765
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	750.63	759.27	815.10	887.19

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

## (6) 重要な子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ツバキ山久チエイン株式会社	126百万円	100.0%	動力伝動装置の製造販売
株式会社椿本バルクシステム	150百万円	100.0%	輸送機装置の製造販売
椿本メイフラン株式会社	90百万円	※100.0%	輸送機装置の製造販売
株式会社椿本マシナリー	139百万円	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の販売
U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.	33,500千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売および米国における事業支援
TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.	17,422千ユーロ	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Tsubaki Kabelschlepp GmbH	2,600千ユーロ	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の製造販売
TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD.	202,000千パーツ	100.0%	動力伝動装置の製造販売
椿本汽車発動機 (上海) 有限公司	20,692千人民元	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd.	29,500百万ウォン	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Mayfran International, Incorporated	1千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売
Conergics International LLC	1千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売の欧州等における事業支援

(注) 1. ※印は、間接所有を含む比率であります。

2. 当社は、平成29年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ツバキE&Mを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、同社のすべての権利義務を承継いたしました。

3. TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.は、平成29年6月2日に5,800千ユーロの増資を行いました。なお、当社が全額を出資したため出資比率に変更はありません。

## (7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、各種産業用チェーン、動力伝動装置および搬送装置の製造、販売を営んでおります。その主要製品を部門別に大別しますと、次のとおりであります。

部 門	主 要 製 品
チェーン 事業部門	<p>【動力伝動用チェーン】標準形チェーン、特形チェーン、無給油チェーン、強力チェーン、耐環境チェーン、低騒音チェーン、船舶エンジン用チェーン 他</p> <p>【搬送用チェーン】標準形コンベヤチェーン、特形コンベヤチェーン、フリーフローチェーン、工作機械用ATCチェーン、エスカレータ用チェーン、トップチェーン、立体駐車場用チェーン、バケットエレベータ用コンベヤチェーン、水処理用チェーン 他</p> <p>【スプロケット】動力伝動用スプロケット、搬送用スプロケット 他</p> <p>【ケーブル・ホース支持案内装置】ケーブルベヤ、ケーブルベヤアクセサリ、クリーンベヤ、トータルトラックス 他</p> <p>【一般産業用ベルト商品】タイミングベルト、タイミングプーリ 他</p> <p>【関連機器】チェーンテンショナ、チェーン給油装置、噛合チェーン式直線作動機、噛合チェーン式昇降装置、タイヤチェーン 他</p>
精 機 事業部門	<p>【減速機・変速機】ギヤモータ、ギヤボックス、変速機 他</p> <p>【直線作動機】電動シリンダ、ジャッキ、リフタ 他</p> <p>【軸継手】フレキシブルカップリング 他 【締結具】摩擦式締結具 他</p> <p>【クラッチ】一方向クラッチ 他</p> <p>【保護機器】電気式過負荷保護機器、機械式過負荷保護機器 他</p>
自動車部品 事業部門	<p>【自動車エンジン用タイミングドライブシステム】タイミングチェーン（ローラチェーン・サイレントチェーン）、テンショナ、ガイド、レバー、スプロケット、オートテンショナ 他</p> <p>【自動車動力伝達用チェーン】パワードライブチェーン</p>
マテハン 事業部門	<p>【保管・搬送・仕分けシステム】物流業界向けシステム、自動車製造工場向けシステム、ライフサイエンス分野向けシステムおよび関連機器、IT関連製造工場向けシステム、新聞印刷・製紙工場向けシステム、金融分野向けシステム、鉄鋼業界向けシステム、モノレール、回転棚、垂直自動棚 他</p> <p>【その他搬送システム】粉粒体搬送装置、金属屑搬送・クーラント処理装置、モジュラーコンベヤ 他</p> <p>【関連機器】メンテナンスサービス 他</p>
その他部門	遠隔監視システム開発ソフト、植物工場向け自動化システムおよび関連機器、ビルメンテナンス、保険代理業 他

## (8) 主要な営業所および工場（平成30年3月31日現在）

## ① 当社

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 北 区
東 京 支 社	東 京 都 港 区
大 阪 支 社	大 阪 市 北 区
名 古 屋 支 社	名 古 屋 市 中 村 区
京 田 辺 工 場	京 都 府 京 田 辺 市
埼 玉 工 場	埼 玉 県 飯 能 市
長 岡 京 工 場	京 都 府 長 岡 京 市
兵 庫 工 場	兵 庫 県 加 西 市
岡 山 工 場	岡 山 県 津 山 市

(注) 平成29年10月1日付の株式会社ツバキE & Mの吸収合併に伴い、長岡京工場および岡山工場が当社の工場となっております。

## ② 重要な子会社

名 称	所 在 地
ツバキ山久チエイン株式会社	東 京 都 港 区
株式会社樁本バルクシステム	大 阪 府 豊 中 市
樁本メイフラン株式会社	滋 賀 県 甲 賀 市
株式会社樁本マシナリー	大 阪 市 西 区
U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.	ア メ リ カ 合 衆 国 アイ リ ノ イ 州
TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.	オ ド ル ド レ ヒ ト ダ 市
Tsubaki Kabelschlepp GmbH	ド イ ツ ノルトライン・ヴェストファーレン 州
TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD.	タ チ ョ ン プ リ イ 県
樁本汽車発動機（上海）有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd.	大 韓 民 国 チ ャ ン ウ オ ン 市
Mayfran International, Incorporated	ア メ リ カ 合 衆 国 ア オ ハ イ オ 州
Conergics International LLC	ア メ リ カ 合 衆 国 ア オ ハ イ オ 州

## (9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
チェーン事業部門	2,634名	84名増
精機事業部門	938名	3名減
自動車部品事業部門	2,800名	308名増
マテハン事業部門	1,610名	104名増
その他部門	111名	24名減
全社（共通）	265名	3名増
合計	8,358名	472名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（常勤嘱託、シニア、パートタイマー、アルバイト、契約社員計731名を含む）であります。  
2. 上記従業員の状況には、執行役員は含んでおりません。  
3. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している従業員数であります。

## (10) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	8,218百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,762百万円
株式会社りそな銀行	1,464百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 借入額には、借入先の海外現地法人からの借入を含んでおります。  
3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、引き続き大きな成長が見込まれる米国市場において、チェーン事業および自動車部品事業に加えマテハン事業をさらに拡大し、米国における総合機械メーカーを目指しております。この実現に向けて当社は、連結子会社であるU.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.が、Central Conveyor Company, LLCの全持分を取得することにより、同社および同社子会社を子会社化することを決定し、平成30年4月24日付で持分譲渡契約を締結いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 299,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 191,406,969株（自己株式2,139,235株を含む）  
 (3) 株 主 数 9,825名  
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	17,798千株	9.40%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	9,850千株	5.20%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	9,612千株	5.07%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	8,766千株	4.63%
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	7,722千株	4.07%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,034千株	3.71%
椿 本 チ ェ イ ン 持 株 共 栄 会	6,501千株	3.43%
椿 本 興 業 株 式 会 社	5,294千株	2.79%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,245千株	2.24%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,563千株	1.88%

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式2,139,235株を控除して計算しております。  
 3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
長 勇	代表取締役 取締役会長 兼 最高経営責任者 (CEO)	
大 原 靖	代表取締役 取締役社長 兼 最高執行責任者 (COO) グローバル営業統括	
鈴 木 恭	取締役専務執行役員 グローバル自動車部品事業本部長 兼 同事業本部自動車部品事業部長 兼 同事業部エンジニアリング統括	TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD. 取締役 椿本汽車発動機（上海）有限公司 董事長
春 名 秀 昭	取締役専務執行役員 マテハン事業部長 兼 メイフラン事業統括 兼 名古屋支社長	
山 本 哲 也	取締役常務執行役員 本社部門統括 兼 モーションコントロール事業部長	U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC. 社長
川 口 博 正	取締役上席執行役員 東アジア営業統括部長	株式会社椿本マシナリー 取締役
古 世 憲 二	取締役上席執行役員 チェーン製造事業部長 兼 京田辺工場長	ツバキ山久チエイン株式会社 取締役 Tsubaki Kabelschlepp GmbH Director
矢 嶋 英 敏	取締役	
阿 部 修 司	取締役	
安 藤 圭 一	取締役	銀泉株式会社 代表取締役社長 塩野義製薬株式会社 社外取締役
富 田 喜久男	常勤監査役	株式会社椿本マシナリー 監査役
小 林 均	常勤監査役	ツバキ山久チエイン株式会社 監査役 椿本メイフラン株式会社 監査役 Tsubakimoto Automotive Korea Co.,Ltd. 監 事
碩 省 三	監査役	弁護士(弁護士法人御堂筋法律事務所パート ナー) ゼット株式会社 社外取締役(監査等委員) 中外炉工業株式会社 社外監査役
内 藤 秀 文	監査役	弁護士(内藤総合法律事務所代表弁護士)

- (注) 1. 取締役のうち矢嶋英敏氏、阿部修司氏および安藤圭一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち碩 省三氏および内藤秀文氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小林 均氏は、長年当社の財務業務を担当し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の異動  
 就 任 平成29年6月29日開催の第108回定時株主総会において、古世憲二氏、安藤圭一氏の両氏が取締役に、内藤秀文氏が監査役に、新たに選任され、それぞれ就任しました。  
 退 任 平成29年6月29日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって、松浦哲文氏は任期満了により取締役を退任しました。また、平成29年6月29日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって、渡邊隆文氏は辞任により監査役を退任しました。
5. 当事業年度中の組織変更  
 (平成29年10月1日付)  
 株式会社ツバキE&Mの吸収合併に伴い、モーションコントロール事業部を新設しました。
6. 当事業年度中の担当の異動  
 (平成29年6月29日付)  
 大原 靖 欧州事業統括を解嘱し、グローバル営業統括を委嘱しました。  
 春名 秀昭 メイフラン事業統括兼務を委嘱しました。  
 (平成29年10月1日付)  
 山本 哲也 モーションコントロール事業部長兼務を委嘱しました。
7. 当事業年度中の重要な兼職の状況の異動  
 (平成29年10月1日付)  
 取締役山本哲也氏は、株式会社ツバキE&Mの代表取締役社長を退任しました。  
 取締役川口博正氏は、株式会社ツバキE&Mの取締役を退任しました。  
 (平成30年2月1日付)  
 取締役古世憲二氏は、Tsubaki Kabelschlepp GmbHのDirectorに就任しました。  
 (平成30年3月8日付)  
 監査役小林 均氏は、Tsubakimoto Automotive Korea Co.,Ltd.の監事に就任しました。
8. 当事業年度末日後の組織変更  
 (平成30年4月1日付)  
 チェーン、精機、自動車部品、マテハンの4事業に事業統括を新設し、チェーン事業統括、精機事業統括、自動車部品事業統括、マテハン事業統括としました。本社部門および開発・技術センターを統括する本社部門統括を新設しました。
9. 当事業年度末日後の担当の異動  
 (平成30年4月1日付)  
 鈴木 恭 グローバル自動車部品事業本部長兼同業本部自動車部品事業部長兼同業部エンジニアリング統括を解嘱し、自動車部品事業統括を委嘱しました。  
 春名 秀昭 マテハン事業部長兼メイフラン事業統括兼務を解嘱し、マテハン事業統括兼務を委嘱しました。  
 山本 哲也 本社部門統括兼モーションコントロール事業部長を解嘱し、本社部門統括を委嘱しました。  
 川口 博正 東アジア営業統括部長を解嘱し、精機事業統括を委嘱しました。  
 古世 憲二 チェーン製造事業部長兼京田辺工場長を解嘱し、チェーン事業統括を委嘱しました。
10. 当社は、取締役矢嶋英敏氏、阿部修司氏および安藤圭一氏ならびに監査役碩 省三氏および内藤秀文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

11. 取締役兼務者以外の執行役員は下記のとおりです。

氏 名	地 位 お よ び 担 当
山 本 雅 彦	上席執行役員 グループIT戦略・情報システム担当 兼 CSR推進センター長 兼 モニタリングビジネス部長
伊 藤 滋	上席執行役員 モーションコントロール事業部副事業部長 兼 同事業部生産・技術統括 兼 長岡京工場長
堺 和 伸 光	執行役員 埼玉工場副工場長
藤 井 幸 博	執行役員 マテハン事業部営業統括 兼 東京支社長
熊 倉 淳	執行役員 開発・技術センター長
木 村 隆 利	執行役員 経営企画センター長 兼 大阪支社長
Kevin Richard Powers	執行役員 パワトラ米州営業統括
揚 田 利 浩	執行役員 スプロケット事業統括 兼 パワトラ欧州営業統括
宮 地 正 樹	執行役員 グローバル自動車部品事業本部自動車部品事業部グローバル製造統括 兼 埼玉工場長 兼 兵庫工場長
佐 藤 功	執行役員 グローバル自動車部品事業本部自動車部品事業部エンジニアリング統括グローバルマーケティング部長
丹 山 太	執行役員 パワトラ中国営業統括

※1. 当事業年度末日後の異動

就 任 大槻忠宏氏は、平成30年4月1日付をもって上席執行役員パワトラ東アジア営業統括部長に就任しました。

※2. 当事業年度末日後の担当の異動

(平成30年4月1日付)

山本 雅彦 グループIT戦略・情報システム担当兼CSR推進センター長兼務を解嘱し、グループIT戦略担当兼本社部門統括情報システム・総務担当兼務を委嘱しました。

伊藤 滋 モーションコントロール事業部副事業部長兼同事業部生産・技術統括兼務を解嘱し、精機事業統括モーションコントロール事業部長兼務を委嘱しました。



藤井 幸博	マテハン事業部営業統括兼務を解嘱し、株式会社椿本マシナリー代表取締役社長兼務を委嘱しました。
熊倉 淳	本社部門統括開発・技術センター車載新商品開発室長兼務を委嘱しました。
木村 隆利	経営企画センター長兼務を解嘱し、マテハン事業統括マテハン事業部長兼同事業部営業統括兼務を委嘱しました。
揚田 利浩	スプロケット事業統括兼務を解嘱し、チェーン事業統括スプロケット製造担当兼務を委嘱しました。
宮地 正樹	グローバル自動車部品事業本部自動車部品事業部グローバル製造統括兼務を解嘱し、自動車部品事業統括自動車部品事業部長兼務を委嘱しました。
佐藤 功	自動車部品事業統括グローバル事業担当兼務を委嘱しました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役	11名	344百万円
監査役	5名	64百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 平成20年6月27日開催の第99回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額55百万円、監査役の報酬限度額は月額8百万円とすることをご承認いただいております。  
3. 上記報酬等の額には、平成29年6月29日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役1名分および辞任により退任した監査役1名分が含まれております。  
4. 上記報酬等の額のうち、社外取締役3名、社外監査役3名の報酬等の合計額は30百万円であります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係（平成30年3月31日現在）

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	安 藤 圭 一	銀泉株式会社 塩野義製薬株式会社 代表取締役社長 社外取締役
監 査 役	碩 省 三	弁護士（弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー） ゼット株式会社 中外炉工業株式会社 社外取締役（監査等委員） 社外監査役
監 査 役	内 藤 秀 文	弁護士（内藤総合法律事務所代表弁護士）

（注）重要な兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	矢 嶋 英 敏	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
取 締 役	阿 部 修 司	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
取 締 役	安 藤 圭 一	平成29年6月29日就任後に開催された取締役会11回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
監 査 役	碩 省 三	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、監査役会19回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見について発言を行っております。
監 査 役	内 藤 秀 文	平成29年6月29日就任後に開催された取締役会11回のすべてに出席し、また、監査役会12回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見について発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等             | 62百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 62百万円 |

なお、当社の重要な子会社のうち、U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC. (アメリカ合衆国)、TSUBAKIMOTO EUROPE B.V. (オランダ)、Tsubaki Kabelschlepp GmbH (ドイツ)、TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD. (タイ)、椿本汽車発動機(上海)有限公司(中華人民共和国)、Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd. (大韓民国)、Mayfran International, Incorporated (アメリカ合衆国)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。  
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任することができるものとする。

また、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生などにより適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、必要があると判断した場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任議案を株主総会に提案することができるものとする。

## 5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### I. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの上記体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしました。

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、企業理念として「TSUBAKI SPIRIT」を定め、これを実現するため、取締役・執行役員・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制を構築する。
- ② 当社およびグループ会社は、取締役・執行役員・使用人に対して、倫理観、行動規範を明確にした「倫理綱領」を定め、研修等を通じた倫理意識の向上、周知徹底を図り、これらの活動を定期的に取締役会に報告する。  
また、「倫理委員会」を設置して、倫理綱領違反の再発防止策を検討・実施するとともに、必要に応じて違反者に対する処分を決定し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ③ 当社およびグループ会社は、内部通報制度として「倫理ヘルプライン」等の相談窓口を設置し、「倫理綱領」に反する行為について当社およびグループ会社の使用人が相談、通報できる体制を構築する。
- ④ 当社およびグループ会社は、「内部統制規定」を定めるとともに「内部統制委員会」を設置して、当社代表取締役社長のもと、組織的かつ継続的な全員参加活動として、事業遂行における法令および企業倫理遵守ならびにリスクマネジメントを行いながら、決算・財務報告の信頼性を確保するとともに、業務の効率化を図る。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社およびグループ会社は、法令・社内規定に基づき文書等の保存および管理を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティに関する社内規定を整備し、これに準拠して対応する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ会社は、「リスクマネジメント基本方針」に基づき、継続的にリスク要因を抽出・把握するとともに、その損失の極小化を図る。そのため、「内部統制委員会」統括のもと、「グループリスク管理委員会」をはじめとする複数の委員会を設置するなど、リスク予防に重点を置いた諸施策を実施し、また、当社およびグループ会社への周知徹底を図る。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や当社およびグループ会社の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役は、職務執行の状況を逐次報告・監督する。
- ② 当社は、取締役会に次ぐ重要な機関として戦略会議を開催し、グループ全体の重要な事業戦略および経営方針等について審議・決定する。また、経営会議を開催し、経営の状況・方針等を周知徹底する。
- ③ 当社は、経営の透明性および客観性を高めるため、社外取締役を選任する。
- ④ 当社は、取締役会の意思決定の充実および迅速化、業務執行・監督機能の強化ならびに経営効率の向上を目的として、執行役員制度を導入する。

#### (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、企業集団として業務の執行が法令・定款に適合することを確保するために、規範、規則を関係会社管理規定類として整備する。
- ② グループ会社は、関係会社管理規定類に定める事項を当社に報告する。
- ③ 当社は、グループ会社の重要事項について、当社の取締役会または戦略会議で決議する。また、当社およびグループ会社は、グループ経営を強化するため、当社とグループ会社のトップが定期的に会議等を行い、経営目標の共有と経営課題の解決を図る。
- ④ 当社の内部監査室は、当社の監査役および会計監査人と適宜協議し、監査の効率的な実施に努め、当社およびグループ会社に対して内部統制、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査するとともに、新たな課題に対して具体的な解決策を提示し、その後の改善状況を定期的に確認する。

#### (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、およびその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、当社の監査役の職務を補助するため、監査役スタッフを任命する。当社の監査役は、必要に応じて監査役スタッフおよび内部監査室に対し業務の指示を行う。
- ② 監査役スタッフおよび内部監査室の独立性を確保するために、監査役スタッフおよび内部監査室所属の使用人の人事考課、人事異動等については当社の監査役の意見を聞くものとする。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役から指示を受けた監査役スタッフもしくは内部監査室所属の使用人の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないよう配慮する。

**(7) 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役に対して法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等、必要に応じて報告する。また使用人は、その職務の執行に関する事項について当社の監査役の求めがある場合、速やかに報告する。
- ② 当社およびグループ会社の「倫理ヘルプライン」等内部通報制度の担当者は、通報内容を当社の監査役に報告する。
- ③ 当社は、内部通報制度等により監査役に報告した者に対し、報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

**(8) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。
- ② 当社の社外監査役のうち1名は、弁護士または公認会計士の資格を有する人材を招聘する。
- ③ 当社の監査役の職務の執行に必要な費用については、当社が負担する。

**(9) 反社会的勢力を排除するための体制**

当社およびグループ会社は、「倫理綱領」に掲げる「反社会的勢力との絶縁」の方針に基づき、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求は断固として排除するための体制として以下のとおり整備する。

- ① 当社およびグループ会社は、当社の内部統制担当取締役または執行役員を不当要求防止の総責任者とし、各社の総務責任者がその対応にあたる。
- ② 当社およびグループ会社は、警察、顧問弁護士などの外部の専門機関および近隣の企業などとの情報交換などを通じ、反社会的勢力に関する情報の収集を日常的に行うほか、上記の各関係機関などとの連携強化および関係の緊密化を図る。
- ③ 当社およびグループ会社は、倫理研修などを適宜実施し、反社会的勢力排除に向けた教育活動を行う。また、定期的に「企業倫理強化月間」などの啓蒙活動を実施し、取締役・執行役員・使用人の意識の向上を図る。

## II.取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、「内部統制委員会」を設置し、当社代表取締役社長のもと、当社グループの内部統制について、継続的に確認および必要な是正・改善を行っております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

内部統制を実効的なものとするため、当社およびグループ会社は、「企業倫理強化月間」および「倫理研修」を実施し、コンプライアンス（法令等遵守）の重要性について意識向上を図り、前記各種体制の徹底に努めております。

また、全社的なリスク管理のため、「内部統制委員会」統括のもと、「グループリスク管理委員会」をはじめ、企業倫理、情報セキュリティ、環境、品質、安全衛生等の委員会を設置しており、各委員会が連携を取りながら、「リスクマネジメント基本方針」に基づくリスク要因の抽出・把握と未然防止に重点を置いた諸施策を継続的に実施しております。

株式会社椿本鋳工によるデータ流用およびデータ改ざんが発覚した際には、品質保証規定等に基づき、当社代表取締役会長が委員長となり、弁護士・独立役員等が参加する社内調査委員会を設置して、事実関係の調査、原因の究明および是正措置の検証を行い、再発防止策を検討しました。また、全社品質委員会は、製造等を業とする当社グループ会社を対象に、品質検査工程の社内調査を実施しました。さらには、2018年4月に本社部門に品質管理部を新設し、グループ全体の品質管理強化に向けた措置を実施しております。

また、当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議等の重要会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるとともに、適宜、当社およびグループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から必要な報告を受けております。さらに、当社の監査役は、会計監査人と随時情報の交換を行い、内部監査部門と適宜協議することで、効率的な監査体制を構築し、課題や改善状況等の確認を行っておりますが、2018年4月には、新たに監査役スタッフを任命し、独自により実効的な監査が実施できる体制といたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>134,974</b>	<b>流動負債</b>	<b>70,796</b>
現金及び預金	29,590	支払手形及び買掛金	23,227
受取手形及び売掛金	42,586	電子記録債務	10,921
電子記録債権	13,026	短期借入金	11,216
有価証券	4,646	一年内返済予定の長期借入金	76
商品及び製品	17,192	リース債務	77
仕掛品	11,207	未払法人税等	3,239
原材料及び貯蔵品	9,276	未払消費税等	282
繰延税金資産	2,829	賞与引当金	4,082
その他	5,024	工事損失引当金	51
貸倒引当金	△406	営業外電子記録債務	2,830
		その他	14,789
<b>固定資産</b>	<b>150,977</b>	<b>固定負債</b>	<b>45,390</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>113,285</b>	社債	10,000
建物及び構築物	27,547	長期借入金	5,288
機械装置及び運搬具	36,186	リース債務	113
工具、器具及び備品	3,697	繰延税金負債	9,868
土地	37,358	再評価に係る繰延税金負債	5,001
建設仮勘定	8,496	役員退職慰労引当金	101
		退職給付に係る負債	13,621
<b>無形固定資産</b>	<b>2,968</b>	資産除去債務	425
		その他	969
<b>投資その他の資産</b>	<b>34,723</b>	<b>負債合計</b>	<b>116,187</b>
投資有価証券	27,505	<b>(純資産の部)</b>	
長期貸付金	14	<b>株主資本</b>	<b>162,998</b>
繰延税金資産	1,533	資本金	17,076
その他	5,792	資本剰余金	13,559
貸倒引当金	△123	利益剰余金	133,394
		自己株式	△1,032
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>4,918</b>
		その他有価証券評価差額金	12,168
		繰延ヘッジ損益	47
		土地再評価差額金	△10,614
		為替換算調整勘定	4,234
		退職給付に係る調整累計額	△916
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,848</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>169,765</b>
<b>資産合計</b>	<b>285,952</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>285,952</b>



# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		215,716
売上原価		152,629
売上総利益		63,087
販売費及び一般管理費		42,392
営業利益		20,694
営業外収益		
受取利息	119	
受取配当金	780	
持分法による投資利益	5	
その他の営業外収益	878	1,784
営業外費用		
支払利息	267	
固定資産除売却損	133	
その他の営業外費用	334	735
経常利益		21,743
特別損失		
関係会社出資金評価損	281	
事業再編損	297	579
税金等調整前当期純利益		21,164
法人税、住民税及び事業税	6,612	
法人税等調整額	△189	6,422
当期純利益		14,741
非支配株主に帰属する当期純利益		75
親会社株主に帰属する当期純利益		14,666

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>74,123</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>54,925</b>
現金及び預金	11,642	支払手形	1,091
受取手形	3,704	電記簿債	17,005
電子記録債権	10,373	買掛金	11,732
売掛金	26,281	短期借入金	14,016
有価証券	3,900	リース債権	46
商品及び製品	3,270	未払金	6,038
仕掛品	6,187	未払法人税等	2,029
原材料及び貯蔵品	2,872	未払費用	564
前払費用	90	前受入金	4
関係会社短期貸付金	139	前賞与引当金	175
繰延税金資産	1,825	工事損失引当金	2,169
その他の貸倒引当金	1,122		51
	2,759		
	△46	<b>固 定 負 債</b>	<b>34,455</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>131,168</b>	社債	10,000
<b>有形固定資産</b>	<b>65,705</b>	長期借入金	3,200
建物	13,809	リース負債	69
構築物	529	長期未払金	30
機械及び装置	15,131	長期預り保証金	34
車両運搬具	51	資産除去負債	225
工具、器具及び備品	1,378	繰延税金負債	5,725
土地	31,421	再評価に係る繰延税金負債	5,001
建設仮勘定	3,384	退職給付引当金	10,138
		その他の	30
		<b>負 債 合 計</b>	<b>89,381</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>559</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	441	株 主 資 本	<b>114,521</b>
ソフトウェア仮勘定	19	資 本	<b>17,076</b>
その他の	41	資 本 剰 余 金	<b>13,670</b>
その	57	資本準備金	12,671
		その他の資本剰余金	998
		利 益 剰 余 金	<b>84,807</b>
		利益準備金	3,376
		その他の利益剰余金	81,430
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>64,903</b>	固定資産圧縮積立金	8,593
投資有価証券	25,600	特別償却準備金	26
関係会社株	25,264	別途積立金	53,905
関係会社出資	12,162	繰越利益剰余金	18,905
従業員長期貸付金	11	自 己 株 式	△1,032
従業員長期前払費用	89	評 価 ・ 換 算 差 額	<b>1,389</b>
その他の貸倒引当金	1,825	その他の有価証券評価差額金	<b>11,966</b>
	△49	繰延ヘッジ損益	37
		土地再評価差額金	△10,614
<b>資 産 合 計</b>	<b>205,292</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>115,911</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>205,292</b>

# 損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		96,828
売 上 原 価		73,239
売 上 総 利 益		23,589
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,959
営 業 利 益		7,629
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
有 価 証 券 利 息	0	
受 取 配 当 金	2,986	
受 取 手 数 料	1,840	
受 取 賃 貸 料	204	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	354	5,395
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	82	
社 債 利 息	41	
賃 貸 収 入 原 価	238	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	162	524
経 常 利 益		12,500
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	6,763	6,763
特 別 損 失		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	112	
事 業 再 編 損	297	410
税 引 前 当 期 純 利 益		18,853
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,315	
法 人 税 等 調 整 額	△249	3,066
当 期 純 利 益		15,786

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

株式会社椿本チエイン  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 芳 宏 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌 彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社椿本チエインの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社椿本チエイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、連結子会社であるU.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.が、Central Conveyor Company, LLCの全持分を取得することにより、同社及び同社子会社を子会社化することを決定し、平成30年4月24日付で持分譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

株式会社椿本チエイン  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 芳宏 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社椿本チエインの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を求めまたは業務および財産の状況を調査するとともに、事業報告に記載の社内調査委員会に参与いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行および運用についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、子会社である(株)椿本鋳工の検査工程において、データ流用およびデータ改ざんがありました。監査役会は、同社が再発防止策を策定し、当社グループにおいても品質管理および法令等順守の一層の強化・徹底に努めていることを確認しており、今後もその実施状況を注視してまいります。

##### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年5月17日

株式会社椿本チエイン 監査役会

常勤監査役	富田喜久男	Ⓢ
常勤監査役	小林均	Ⓢ
監査役	碩省三	Ⓢ
監査役	内藤秀文	Ⓢ

(注) 監査役碩省三および監査役内藤秀文は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内略図

大阪市中央区域見一丁目4番1号

ホテル ニューオータニ大阪「鳳凰S」の間(2階)

電話 (06) 6941-1111 (大代表)



- 交通のご案内
  - JR大阪環状線「大阪城公園駅」より徒歩約5分
  - 地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」④番出口より徒歩約5分
  - JR大阪環状線・東西線・学研都市線「京橋駅」西口、京阪電鉄京阪本線「京橋駅」片町口より OBP連絡通路(大阪城京橋プロムナード)経由徒歩約15分

◎午前9時より、☆印周辺に係員を配置いたします。

- お問い合わせ先 株式会社椿本チエイン 法務部  
電話 (0774) 64-5300 (ダイヤルイン)



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。